

(別紙)
平成28年(ワ)第10264号・同年(ワ)第22298号
第1事件原告兼第2事件被告 X
第2事件被告 有限会社けがきくみ
第1事件被告兼第2事件原告 FWD株式会社

一 覧 表

差止対象	番号	請求の趣旨	差止め根拠	被告の主張 (抗弁や積極否認)	原告の主張
アニメの配信(中央映画貿易)	1	原著作権／送信可能化権	(予備的主張1) ・アニメ化契約第4条(3)は本件アニメの放送等を独占的かつ自由に行う権利を被告に与え、期間の制限も定めないのであるから、被告は、本件アニメの送信可能化権の譲渡を受け、又は送信可能化を無期限に利用する許諾を得たものである。	(主張1) ・アニメ化契約により原告はフリー・イルから原著作権の譲渡を受けている。 (主張2) ・アニメ化契約第4条(3)は本件アニメの放送等を独占的かつ自由に行う権利を被告に与え、期間の制限も定めないのであるから、被告は、本件アニメの送信可能化権の譲渡を受け、又は送信可能化を無期限に利用する許諾を得たものである。	(主張1) ・原告は、被告が中央映画貿易の公衆送信について原告から送信可能化する権利を行使する旨を明示又は默示の承諾を受けている。原告は、被告が中央映画貿易の公衆送信について原告から送信可能化する権利を行使する旨を明示又は默示の承諾を受けている。 (主張2) ・原告は、被告が中央映画貿易の公衆送信について原告から送信可能化する権利を行使する旨を明示又は默示の承諾を受けている。原告は、被告が中央映画貿易の公衆送信について原告から送信可能化する権利を行使する旨を明示又は默示の承諾を受けている。
原著作権／送信可能化権	2	原著作権／送信可能化権	(予備的主張2) ・被告は、原告が送信可能化権の取得又は無期限の利用許諾を受けていない。(甲7)により被告は、四者契約も終了している。四者契約終了時に有効に存続しているが、中央映画貿易との契約は原告が窓口になる旨定められており、中央映画貿易との契約は原告の承諾なく締結されたものであるからその対象どならない。	(主張1) ・原告は、被告が中央映画貿易の公衆送信について原告から送信可能化する権利を行使する旨を明示又は默示の承諾を受けている。原告は、被告が中央映画貿易の公衆送信について原告から送信可能化する権利を行使する旨を明示又は默示の承諾を受けている。 (主張2) ・原告は、被告が中央映画貿易の公衆送信について原告から送信可能化する権利を行使する旨を明示又は默示の承諾を受けている。原告は、被告が中央映画貿易の公衆送信について原告から送信可能化する権利を行使する旨を明示又は默示の承諾を受けている。	(主張1) ・原告は、被告が中央映画貿易の公衆送信について原告から送信可能化する権利を行使する旨を明示又は默示の承諾を受けている。原告は、被告が中央映画貿易の公衆送信について原告から送信可能化する権利を行使する旨を明示又は默示の承諾を受けている。 (主張2) ・原告は、被告が中央映画貿易の公衆送信について原告から送信可能化する権利を行使する旨を明示又は默示の承諾を受けている。原告は、被告が中央映画貿易の公衆送信について原告から送信可能化する権利を行使する旨を明示又は默示の承諾を受けている。

アニメのDVD製作・販売	タイトル「バキ最強伝説 SPECIAL DVD-BOX I グラッパー」刊行編】 発売日 2006/8/23 販売元 CCRE	原著作権／複製権、頒布権を侵害しない。	(主張的主張) ・上記のとおり、被告は原告から原著作権の譲渡を受けているのであって、本件アニメの原著作権、複製権、頒布権を侵害しない。	(予備的主張) ・DVDが契約終了時の在庫であることの立証がない。また、アニメ契約12条(2)は画面を支払うことを条件にすることであるが、被告からの画面の支払は平成28年10月以降されていない。本件セル・オフ条項は期限が定められていないが、被告の行為により信頼関係が破壊された以上、セル・オフ条項は失効していると解すべきである。
	2-1 タイトル「バキ最強伝説 SPECIAL DVD-BOX II 最大トーナメント編」 発売日 2006/8/23 販売元 CCRE 品番 CCRA-3001 JANコード 4529123322142	第2項	タイトル「バキ最強伝説 SPECIAL DVD-BOX II 最大トーナメント編」 発売日 2006/8/23 販売元 CCRE 品番 CCRA-3001 JANコード 4529123322142	・DVDはアニメ化契約に基づいて商品化したもののであって、アニメ化契約が終了した場合でも、それまでに商品化されたものについては、市中の在庫に限り販売することができると規定されている(セル・オフ条項。甲5第12条(2))。DVDは平成18年8月23日に発売されたものであり、アニメ化契約終了時までに商品化された在庫であるから、被告がDVDを販売することは原告の原著作権、複製権、頒布権を侵害しない。

クリアファイル、ミスクトグラフ、Tシャツの製作・販売	商品名 バキ外伝 痕面:花山薰クリアファイルB 価格 378円 JANコード 4571337660633 メーカー Spiderweb	第1項 翻案権、 譲渡権 (以下番号 3について同じ) (以下番号 3について同じ)	・スパイダーウェブスが、原告との個別合意又は四者契約に基づき被告は終了 している。 ・被告がスパイダーウェブスは、被告との間のライセンス契約に基づ き、商品を販売しているから、被告に対し、第三者をして翻 案、譲渡することとの差止請求ができる。 ・在庫がある以上再度販売される可能性があるから差止め の必要性がある。
	商品名 バキ外伝 痕面:花山薰クリアファイルA 価格 378円 JANコード 4571337660626 メーカー Spiderweb	同上	・同上
	商品名 愚拙独歩ミストグラフ(板垣恵介先生直筆サイン入り) 価格 15,222円 商品番号 1025800 メーカー 株式会社万丈	・被告は販売しておらず、販売しているのはスパイダーウェブスである(甲1 3)から、被告を名宛人とする差止請求はできない。 ・在庫は存在しないため、差止めの必要性がない。	・スパイダーウェブスは、被告との間のライセンス契約に基 づき、商品を販売しているから、被告に対し、第三者をして翻 案、譲渡することとの差止請求ができる。 ・本商品は取り寄せ販売のため(甲42)、今後注文があれば 販売される可能性があるから、差止めの必要性がある。
	商品名 篠馬勇次郎ミストグラフ(板垣恵介先生直筆サイン入り) 価格 15,222円 商品番号 1025798 メーカー 株式会社万丈	・被告は販売しておらず、販売しているのはスパイダーウェブスである(甲1 4)から、被告を名宛人とする差止請求はできない。 ・在庫は存在しないため、差止めの必要性がない。	・在庫がある以上再度販売される可能性があるから差止め の必要性がある。
	商品名 篠馬刃牙／花山薰Tシャツ(2014年モデル) XLサイズ 価格 4,320円 商品番号 1029530 メーカー 被告	・原告からライセンス許諾を受けて被告が製作、販売したものであるが、既 に要約は終了している(以下、番号3の被告販売に係る商品について同 様)。 ・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・2頁・2枚目) ため、差止めの必要性がない。	・在庫がある以上再度販売される可能性があるから差止め の必要性がある。
	商品名 篠馬刃牙／花山薰Tシャツ(2014年モデル) Lサイズ 価格 4,320円 商品番号 1029529 メーカー 被告	・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・2頁・2枚目) ため、差止めの必要性がない。	・在庫がある以上再度販売される可能性があるから差止め の必要性がある。
	商品名 篠馬刃牙／花山薰Tシャツ(2014年モデル) Mサイズ 価格 4,320円 商品番号 1029528 メーカー 被告	・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・2頁・2枚目) ため、差止めの必要性がない。	・在庫がある以上再度販売される可能性があるから差止め の必要性がある。
	商品名 篠馬刃牙／範馬勇次郎Tシャツ(2014年モデル) XL サイズ 価格 4,320円 商品番号 1029525 メーカー 被告	・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・2頁・1枚目) ため、差止めの必要性がない。	・在庫がある以上再度販売される可能性があるから差止め の必要性がある。
	商品名 篠馬刃牙／範馬刃牙Tシャツ(2014年モデル) XL サイズ 価格 4,320円 商品番号 1029522 メーカー 被告	・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・1頁)ため、差 止めの必要性がない。	・在庫がある以上再度販売される可能性があるから差止め の必要性がない。

	商品名 範馬刃牙／範馬刃牙Tシャツ(2014モデル) L サイズ 価格 4,320円 品番号 1029521 メーカー 被告 販売元 被告 発売元 被告	・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・1頁)ため、差止めの必要性がない。	同上
3-41	商品名 懸地独歩／懸地流空手Tシャツ XLサイズ 価格 4,116円 JANコード XL4529123903426 メーカー 被告 販売元 被告 発売元 被告	・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・3頁・1枚目) ため、差止めの必要性がない。	同上
3-42	商品名 懸地独歩／懸地流空手Tシャツ Lサイズ 価格 4,115円 JANコード 4529123903426 メーカー 被告 販売元 被告 発売元 被告	・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・3頁・1枚目) ため、差止めの必要性がない。	同上
3-43	商品名 懸地独歩／懸地流空手Tシャツ Mサイズ 価格 4,115円 JANコード 4529123903419 メーカー 被告 販売元 被告 発売元 被告	・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・3頁・1枚目) ため、差止めの必要性がない。	同上
3-44	商品名 懸地独歩／懸地流空手Tシャツ Sサイズ 価格 4,115円 JANコード 4529123903402 メーカー 被告 販売元 被告 発売元 被告	・既に被告は販売を終了し(乙48・3頁・1枚目)、在庫も存在しないため、差止めの必要性がない。	・被告は在庫が存在しないと主張するが、在庫は存在(甲87)、差止めの必要性がある。
3-45	商品名 BAKI Official Site／花山ライター 価格 309円 JANコード 4529123903358 メーカー 被告 販売元 被告 発売元 被告	・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙51・4頁)ため、差止めの必要性がない。	・在庫がある以上再度販売される可能性があるから差止めの必要性がある。
3-46	商品名 BAKI Official Site／刃牙クリアファイル 価格 514円 JANコード 4529123903327 メーカー 被告 販売元 被告 発売元 被告	・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙51・3頁・2段目2 枚目)ため、差止めの必要性がない。	同上
3-47	商品名 BAKI Official Site／刃牙・勇次郎スティッカーセット 価格 309円 JANコード 4529123903334 メーカー 被告 販売元 被告 発売元 被告	・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙51・3頁・2段目1 枚目)ため、差止めの必要性がない。	同上
3-48	商品名 BAKI Official Site／名言でぬぐい(オールズ ターナー) 価格 1,028円 JANコード 4529123903310 メーカー 被告 販売元 被告 発売元 被告	・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙51・3頁・1段目2 枚目)ため、差止めの必要性がない。	同上
3-49	商品名 BAKI Official Site／名言でぬぐい(花山) 価格 1,028円 JANコード 4529123903303 メーカー 被告 販売元 被告 発売元 被告	・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙51・3頁・1段目1 枚目)ため、差止めの必要性がない。	同上

	商品名 BAKI Official Site／名言でぬぐい(勇次郎) JANコード 4529123903297 メーカー 被告 販売元 被告	価格 1,028円 JANコード 4529123903280 メーカー 被告 販売元 被告	在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙51・2頁・2段目2枚目)ため、差止めの必要性がない。	同上
3-51	商品名 BAKI Official Site／名言でぬぐい(刃牙) JANコード 4529123903280 メーカー 被告 販売元 被告	価格 1,028円 JANコード 4529123903280 メーカー 被告 販売元 被告	在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙51・2頁・2段目1枚目)ため、差止めの必要性がない。	同上
3-53	商品名 刃牙Official Site／Tシャツ勇次郎モデル Mサイズ 価格 3,086円 商品番号 1009166 メーカー 被告 販売元 被告	商品名 刃牙Official Site／Tシャツ勇次郎モデル Sサイズ 価格 3,086円 商品番号 1009165 メーカー 被告 販売元 被告	在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・5頁・2枚目)ため、差止めの必要性がない。	同上
3-54	商品名 刃牙Official Site／Tシャツ勇次郎モデル Sサイズ 価格 3,086円 商品番号 1009165 メーカー 被告 販売元 被告	商品名 刃牙Official Site／Tシャツ刃牙モデル XLサイズ 価格 3,086円 商品番号 1009163 メーカー 被告 販売元 被告	在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・5頁・2枚目)ため、差止めの必要性がない。	同上
3-55	商品名 刃牙Official Site／Tシャツ刃牙モデル Sサイズ 価格 3,086円 商品番号 1009163 メーカー 被告 販売元 被告	商品名 刃牙Official Site／Tシャツ刃牙モデル Sサイズ 価格 3,086円 商品番号 1009160 メーカー 被告 販売元 被告	在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・5頁・1枚目)ため、差止めの必要性がない。	同上
3-57	くつ下 刃牙モデル 販売価格(税込) 411円 くつ下 勇次郎モデル 販売価格(税込) 411円 くつ下 花山モデル 販売価格(税込) 411円		在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙50)ため、差止めの必要性がない。	同上
3-58				同上
3-59				同上

漫画及びその翻案
（Tシャツ、フィギュア等）をサイト
に掲載

4-1 本一覽表の別紙1（以下同じ）	第1項、第2項（以下 番号4について同じ）	送信可能化権（以 下番号4につ いて同じ）	・上記2-1及び2-2記載のとおり、被告は原告から譲渡を受けた原著作 権あるいはアニメーションのセルオフ条項に基づき、被告はDVDを販売す る権利を有している以上、その宣伝のためにサイトにに本件漫畫の翻案物の画像となる。 ・被告がウェブサイトにおいて本件漫畫及び本件アニメーションの画 像（静止画）を掲載することは、原告の送信可能化権に基づく権利であり、Tシャツ 及び本体に印刷された画像が本件漫畫の翻案物の画像となる。 ・上記2-1及び2-2記載のとおり、原告が被告に本件アニメ原著作権を譲渡したことばなく、被告のDVD販売がセ ルオフ条項に基づくものともいえない。
4-2 別紙2			・既に掲載を止めている（乙46、47）。
4-3 別紙3		同上	
4-4 別紙4		同上	
4-5 別紙5		同上	
4-6 別紙6			・スパイダーウェブスが掲載しているのであって、被告を名宛人とする差止 請求はできない。 ・なお、スパイダーウェブスは原告側からライセンスを得ているところ、在庫 の有無を消費者に示すために各フィギュアの写真を掲載しなければならず、 販売終了後も掲載することは同ライセンスに含まれていると言える。
4-7 別紙7			・既に掲載を止めている。 ・パソコン・パチスロについて被告は原告側からライセンスを得ているところ、 その宣伝のために本件サイトに本件漫畫及び本件アニメの画像（静止 画）を掲載することは、同ライセンスに含まれている。
4-8 別紙8		同上	
4-9 別紙9			・スパイダーウェブスが掲載しているのであって、被告を名宛人とする差止 請求はできない。 ・既に掲載を止めている。 ・なお、スパイダーウェブスは原告側からライセンスを得ているところ、在庫 の有無を消費者に示すために各フィギュアの写真を掲載しなければならず、 販売終了後も掲載することは同ライセンスに含まれていると言える。
4-10 別紙10		同上	
4-11 別紙11			・スパイダーウェブスが掲載しているのであって、被告を名宛人とする差止 請求はできない。 ・なお、スパイダーウェブスは原告側からライセンスを得ているところ、在庫 の有無を消費者に示すために各フィギュアの写真を掲載しなければならず、 販売終了後も掲載することは同ライセンスに含まれていると言える。
4-12 別紙12		同上	
4-13 別紙13		同上	
4-14 別紙14		同上	
4-15 別紙15		同上	
4-16 別紙16		同上	
4-17 別紙17		同上	
4-18 別紙18		同上	
4-19 别紙19		同上	
4-20 别紙20		同上	
4-21 别紙21		同上	
4-22 别紙22			・スパイダーウェブスが掲載しているのであって、被告を名宛人とする差止 請求はできない。 ・既に掲載を止めている。 ・なお、スパイダーウェブスは原告側からライセンスを得ているところ、在庫 の有無を消費者に示すために各商品の写真を掲載しなければならず、販売 終了後も掲載を続けることは同ライセンスに含まれていると言える。
4-23 别紙23		同上	
4-24 别紙24		同上	

4-25 別紙25	同上	同上
4-26 別紙26	同上	同上
4-27 別紙27	同上	同上
4-28 別紙28	同上	同上
4-29 別紙29	<p>・スパイダーウエブスが掲載しているのであって、被告を名宛人とする差止請求はできない。</p> <p>なお、スパイダーウエブスは原告側からライセンスを得ているところ、在庫の有無を消費者に示すために各フィギュア等の写真を掲載しなければならず、販売終了後も掲載を続けることは同ライセンスに含まれている旨である。</p>	<p>・スパイダーウエブスは、被告との間のライセンス契約に基づき、画像を掲載しているから、被告に対して、第三者をして画像を掲載することの差止請求ができる。</p>
4-30 別紙30	同上	同上
4-31 別紙31	同上	同上
4-32 別紙32	同上	同上
4-33 別紙33	同上	同上
4-34 別紙34	同上	同上
4-35 別紙35	同上	同上
4-36 別紙36	同上	同上
4-37 別紙37	同上	同上
4-38 別紙38	同上	同上
4-39 別紙39	同上	同上

6-1	ぱちんこを翻案・譲渡	製造・販売 株式会社ニューギン	第1項、第2項(以下番号6について同じ) 翻案権/譲渡権(以下同じ)	<p>・被告は、原告の許諾を得て(乙21, 22), フィールズ株式会社と商品化権使用許諾契約書(乙2, 甲18)を締結し、同社の下請である株式会社ニューギンに製造・販売させていたが、同契約は附に終了している。</p> <p>・同契約に基づく商品の販売は既に終了し、在庫も存在しないから、差止めの必要性がない。</p>	同上	<p>・被告が本件漫画及び本件アニメを翻案したパチンコ、パチスロの遊技機を株式会社ニユーギンに製作、販売させていることは、原告の翻案権及び譲渡権の侵害に当たる(著作権法28条、27条、26条の2)。</p> <p>・原告は、フィールズ株式会社とのぱちんこ遊技機等に関する商品化権使用許諾契約(甲18)が平成29年6月30日に終了し(17条)、セルオフ期間も平成30年6月30日に終了し(18条1項)、同社の下請である株式会社ニユーギンの契約関係も終了したにもかかわらず、指定商品を「ぱちんこ器具」等とする本件商標の移転登録請求を争つており、今後販売を再開し、又は第三者をして販売を再開させる可能性が認められるから、差止めの必要がある。</p>
6-2	パチスロを翻案 譲渡	製造・販売 株式会社ニューギン	稼働日開始日 平成26年3月3日		同上	
6-3	パチスロを翻案 譲渡	製造 販売 株式会社七匠	販売時期 平成29年5月頃			<p>・被告は、原告の許諾を得て、フィールズ株式会社との間の商品化使用許諾契約を締結したが、同契約は既に終了している。</p> <p>・同契約に基づく商品の販売は既に終了し、在庫も存在しないから、差止めの必要性がない。</p>